

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

年 月 日

北海道知事 様
(総合振興局長 (振興局長) 様)

目 次

規 則	ページ
○北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画課)	81
告 示	
○土地改良区の定款の変更の認可 (農業施設管理課)	83
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定 (農業施設管理課)	83
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課)	83
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更 (治山課)	83
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定 (治山課)	84
○森林法による通知に代える公示 (3件) (治山課)	84
○都市計画の変更の決定 (都市計画課)	84
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告	85
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (3件)	86

出願者 住所
氏名 ㊟
(電話 番)
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名〕

管理者 住所
氏名 ㊟
(電話 番)
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名〕

次の点検結果は、事実と相違ありません。

報告書番号	
-------	--

規 則

北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年6月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第49号

北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

北海道屋外広告物条例施行規則 (昭和26年北海道規則第17号) の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「その」を「当該固定広告物の全体、表示面 (複数の表示面を有する場合は、それぞれの面)、接合部及び基礎の状態を把握することができる」に、「及び」を「並びに」に改める。

別記第3号様式の2を次のように改める。

別記第3号様式の2 (第4条関係)

屋外広告物点検結果報告書

点検年月日		年 月 日			
屋 外 広 告 物 の 概 況	固定広告物の種類	地上広告物 ・ 屋上広告物 ・ 壁面広告物			
	表示又は設置の場所				
	表 示 内 容				
	設 置 年 月 日	年 月 日 (経過年数 年 月)			
点 検 結 果					
点検部位	点検項目	該当事項	異常の有無	異常の内容	改善の概略

上基 部礎 構部 造・	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有・無		
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有・無		
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有・無		
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	有・無		
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	有・無		
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有・無		
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有・無		
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	有・無		
広告板	1 表示面の著しい変色・たい色	有・無		
	2 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有・無		
	3 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有・無		
	4 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有・無		
照明装	1 照明装置の不点灯、不発光	有・無		
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有・無		

置 その他	3 周辺機器の劣化、破損	有・無		
	1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品）の腐食、破損	有・無		
	2 避雷針の腐食、損傷	有・無		
	3 その他点検した事項（ ）	有・無		
点検方法				
点検結果に関する特記事項				

- 注
- 1 屋外広告物継続許可申請書に添付すること。
 - 2 固定広告物の全体、表示面（複数の表示面を有する場合は、それぞれの面）、接合部及び基礎の状態を把握することができるカラー写真（申請前30日以内に撮影したものに限り。）を添付すること。
 - 3 固定広告物が複数ある場合は、固定広告物ごとに報告書を作成し「報告書番号」を付すこと。また、添付する写真にも「報告書番号」を付し、報告書と対応する写真が分かるようにすること。2基目以降は、太枠内のみの記載又は同内容の任意様式により報告すること。
 - 4 「該当事項」欄は、当該固定広告物が点検の対象となる事項に○印を記入すること。
 - 5 異常がある場合は、「異常の内容」及び「改善の概略」を記載すること。
 - 6 「点検方法」欄は、目視、打診等その固定広告物を点検する際に用いた点検方法を記載すること。
 - 7 「点検結果に関する特記事項」欄は、異常がある固定広告物に改善措置をしていない場合の理由や総合的な所見等を記載すること。

附 則

この規則は、平成30年9月1日から施行する。

告 示

北海道告示第422号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成30年5月30日、新十津川土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年6月8日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第423号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、石狩花畔土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道石狩振興局に備え置いて、平成30年6月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成30年6月8日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第424号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成30年6月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | | |
|---|---------------|--------------------------|
| 1 | 解除予定保安林の所在場所 | 岩内郡共和町（国有林。次の図に示す部分に限る。） |
| 2 | 保安林として指定された目的 | 水源の涵養 |
| 3 | 解除の理由 | 道路用地とするため |

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び共和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第425号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年6月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | | |
|------|----------------------|----------------------|
| 1(1) | 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 | 野付郡別海町（次の図に示す部分に限る。） |
| (2) | 保安林として指定された目的 | 土砂の流出の防備 |
| (3) | 変更後の指定施業要件 | |

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

別海町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 野付郡別海町（次の図に示す部分に限る。）

安林の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 野付郡別海町（次の図に示す部分に限る。）

安林の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 野付郡別海町（次の図に示す部分に限る。）

安林の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第426号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成30年6月8日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 中川郡池田町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

池田町(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第427号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を礼文町役場の掲示場に掲示した。

平成30年6月8日

北海道知事 高橋 はるみ

1 通知の内容 平成30年北海道告示第379号

2 所在が不明な者 宇佐美 甚吉、加川 フサ、対馬 正利、山形 慶吉

北海道告示第428号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成30年6月8日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 通知の内容 平成30年農林水産省告示第1093号

(2) 所在が不明な者 福島 広司、竹越 祐亘、平野重機鉱業株式会社

(3) 掲示場所 芦別市役所

2(1) 通知の内容 平成30年農林水産省告示第1095号

(2) 所在が不明な者 佐藤 賢吾

(3) 掲示場所 北見市役所

北海道告示第429号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成30年6月8日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 通知の内容 平成30年北海道告示第358号

(2) 所在が不明な者 船登 弘夫、船登 弘次、船登 弘平、山本 玲子

(3) 掲示場所 函館市役所

2(1) 通知の内容 平成30年北海道告示第380号

(2) 所在が不明な者 青山 金一、石垣 イミ、石垣 栄、奥津 和、加藤 久松、清野 義弘、斉藤 翠、佐藤 栄吉、佐藤 侑、佐藤 義晴、高田 幸茂、夏井 洋子、針金 八郎、前川 市蔵、榎 勝美、森本 正勝

(3) 掲示場所 利尻町役場

3(1) 通知の内容 平成30年北海道告示第380号

(2) 所在が不明な者 大谷 金松、上出 徳一郎、対馬 義雄、西野 清太郎、山城 又吉、若松 敏一、渡部 与四郎

(3) 掲示場所 礼文町役場

北海道告示第430号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり

変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成30年6月8日

北海道知事 高橋 はるみ

1 八雲都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定めた土地の区域

種別名	称	起	点	終	点	主な経過地
幹線街路	3・4・2号	出雲通	八雲町東雲町	八雲町栄町	八雲町出雲町	

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

2 遠軽都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定めた土地の区域

種別名	称	起	点	終	点	主な経過地
幹線街路	3・4・2号	停車場通	遠軽町岩見通	遠軽町向遠軽	遠軽町大通南	1丁目

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年6月8日

北海道空知総合振興局長 佐々木 誠也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア ロータリ除雪車（1.3m／700t級 1台、1.5m／800t級 1台） 2台（交換契約によりロータリ除雪車（100PS）1台を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車2台を当該契約の相手方から調達する。）

イ 除雪トラック（10t級6×6専用型） 3台（交換契約により除雪トラック（10t級6×6専用型）1台を契約の相手方に供し、除雪トラック3台を当該契約の相手方から調達する。）

ウ 除雪グレーダ（3.7m級） 1台

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日

ア 平成31年3月20日（水）

イ 平成31年3月20日（水）

ウ 平成31年3月20日（水）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績等があることを証明した者であること。

(6) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 納入地区において、当該調達をする物品を納入後、10年間以上の部品の供給が可能であり、速やかに部品調達ができることを証明した者であること。

(8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年6月8日（金）から同年7月6日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目

北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道空知総合振興局札幌建設管理部3階第1会議室（送付による場合は、郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 平成30年7月20日（金）午前10時（送付による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道空知総合振興局札幌建設管理部のホームページ（<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/skk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(6)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目

(3) 電話番号 011-561-0383

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Rotary Snow Remover (length 1.3 meters / 700 tons class) Quantity 1

Rotary Snow Remover (length 1.5 meters / 800 tons class) Quantity 1

b Snow Removing Truck (10 tons class, 6×6) Quantity 3

c Snow Removing Grader (Blade length 3.7 meters class) Quantity 1

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., July 20, 2018

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration Sapporo Department of Public Works Management, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Minami 11-jo Nishi 16-chome, Chuo-ku, Sapporo 064-0811 Japan

Phone : 011-561-0383

北海道渡島総合振興局告示第110号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年6月8日

北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び調達予定数量

(1) 複写機等の賃貸借 一式

(2) 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり 18,900枚（モノクロ 10,500枚、フルカラー 8,400枚）

2 落札を決定した日

平成30年5月29日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社石田文具

(2) 住所 函館市鍛冶1丁目39番11号

4 落札金額

(1) 基本料金 5,400円

(2) モノクロ複写料金 1,000枚まで 0.5円

1,001枚以上 0.5円

(3) フルカラー複写料金 1,000枚まで 5円

1,001枚から3,000枚まで 5円

3,001枚以上 5円

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成30年4月17日付け北海道渡島総合振興局告示第70号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道渡島総合振興局東部森林室
 - (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道上川総合振興局告示第81号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成30年6月8日

北海道上川総合振興局長 佐藤 卓也

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
北海道土木工事設計積算システム端末機器及び治水GISシステム端末機器の賃貸借
（25台分）一式
- 2 落札を決定した日
平成30年5月28日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 富士通リース株式会社
 - (2) 住所 東京都千代田区神田練堀町3番地
- 4 落札金額
116,100円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成30年4月17日付け北海道上川総合振興局告示第64号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課
 - (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道オホーツク総合振興局告示第102号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成30年6月8日

北海道オホーツク総合振興局長 藤田 二

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

- 空港用ロータリ除雪車（2.6m／3,400 t 級） 1台（空港用ロータリ除雪車（300kw
級）1台と交換）
- 2 落札を決定した日
平成30年5月25日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 株式会社NICHIGO
 - (2) 住所 札幌市手稲区曙5条5丁目1番10号
- 4 落札金額
64,260,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成30年4月13日付け北海道オホーツク総合振興局告示第79号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課
 - (2) 所在地 網走市北7条西3丁目